

尾張旭市地域密着型サービス事業者募集要項

1 公募の趣旨

地域密着型サービスとは、高齢者が中重度の要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅又は地域で安心して生活が続けられるよう提供されるもので、本市では「尾張旭市高齢者保健福祉計画」において、令和6年度から令和8年度までの3年間で整備するサービス必要量を定めています。

この計画に基づいて地域密着型サービス基盤の整備を進め、かつ可能な限り質の高いサービスを提供し、また事業者の選定に公正・公平を確保する観点から、地域密着型サービスを開設する事業者を募集します。

2 募集対象事業所等

(1) 令和6年度に公募する地域密着型サービスの種類と募集事業者数

	地域密着型サービスの種類	事業者数
1	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (入所定員18人)	1事業者
2	看護小規模多機能型居宅介護 1事業所(登録定員29人以下)を併設する (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (入所定員9人)	1事業者

※2について、看護小規模多機能型居宅介護 1事業所(登録定員29人以下)のみでの開設を妨げるものではありません。

(2) 募集圏域

本市では日常生活圏域を設定していないため、市内全域における事業計画を募集します。

3 応募資格

- (1) 応募時点で法人格を有していること。
- (2) 介護サービスを提供するために必要な能力、資産及び意欲を有しており、法人市民税等の公債権の滞納がなく(債務承認し、計画的に分納している場合は除く。)、長期に安定した運営が可能であること。
- (3) 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に規定する欠格事項の規定に該当しないこと。役員等が、尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱第2条第6項に規定する排除対象者に該当しないこと。

※ 役員等とは、介護保険法第70条第2項第6号に規定する「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれ

らに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」を指す。

- (4) 過去の都道府県または市町村の指導監査の結果、重大な指摘事項がないこと。

4 開設の条件等

- (1) 令和7年度中（令和8年3月末日まで）に施設整備を完了し、令和8年4月1日までに開設できること。

※ 既存施設を活用する場合等、直ちに事業を開始できる場合は、令和7年度中の開設も問題ありません。

- (2) 法令順守等

ア 介護保険法及び関連する省令等に定められた基準を満たしていること。

イ 地域密着型サービス制度の趣旨及び市の高齢者保健福祉計画に沿った事業計画であること。

- (3) 立地要件

ア 公共交通機関等交通の利便性及び災害に対する安全性が確保された立地とすること。

イ 住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあること。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと。

エ 土砂災害警戒区域に指定されていないこと。

- (4) 事業予定地

ア 事業予定地は、自己所有又は取得が確実に見込まれること。また、借地とする場合は事業の継続性を確保する観点から、建物の耐用年数に相当する長期の賃貸借契約が締結されている、又は契約締結が確約されていること。

イ 事前に、農地法、都市計画法等による規制や、尾張旭市宅地開発等指導要綱の整備基準等について、関係機関等と調整を行うこと。

※ 特に事業予定地が市街化調整区域にある場合は、施設整備の可否について、都市計画課（開発担当）と調整してください。

※ 農地である場合は、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項及び第5条第1項に基づく農地転用許可が得られることが条件となりますが、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する区域は事業地に含めないでください。

- (5) 建物・設備等の要件

ア 建築基準法、消防法等を遵守した事業計画とすること。防火対象物の使用開始の届等が必要となることがありますので、消防本部予防課へ事前にご相談ください。

イ 建物は高齢者に配慮した設計であること。

- (6) 地元説明・隣接地権者への説明

ア 応募の段階で地元説明会を開催する等、事業計画の十分な周知説明をすること。また、選定された事業者は、選定から1か月以内に地元住民への説明会を開催の上、市

に報告すること。

イ 事業予定地の隣接地権者に対し、事業計画に関する資料を配布し、個別に説明を行っていること。

(7) 資金計画

ア 補助金を見込まず事業を遂行する計画であること（全額借入れによる計画は不可。）。

イ 施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費の1/2分の3以上に相当する額を自己資金又は寄付金で確保していること。

5 整備費等に対する補助金

(1) 概要

令和7年度の整備等に対する補助金等の助成について、国や県の補助制度の有無をはじめ、金額等は本公募時点では確定しておりません。愛知県地域医療介護総合確保基金を財源として行う予定ですが、必ずしも補助金の助成が受けられるものではないため、補助金を見込まず事業を遂行する計画としてください。

ア 地域密着型サービス等整備等助成事業費補助金

地域密着型サービス施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費を補助するもの

イ 施設開設準備経費等支援事業費補助金

施設等の開設時に必要な初度経費（需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、人件費等）について補助するもの

(2) 交付予定額

サービス種別	ア 地域密着型サービス等整備等助成事業費補助金	イ 施設開設準備経費等支援事業費補助金
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	39,600 千円／施設	989 千円／定員
看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600 千円／施設	989 千円／宿泊定員

(3) 注意事項

ア 災害イエローゾーンへの新規整備は原則補助の対象外となります。

イ 補助金の助成を受ける場合は、令和7年度予算での対応となるため、令和6年度に工事の着工はできません。

ウ 愛知県から市への内示は、原則、国からの内示後（例年秋ごろ）となることが予想され、内示前着工は認められません。

エ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取扱いに準拠する等の必要があります。

6 選定方法

(1) 事業者の決定方法

地域密着型サービス事業所設置計画審査委員会による審査結果を踏まえ、決定する。

(2) 審査方法

提出した事業計画が指定基準等に沿った計画であるかを審査するとともに、書類審査、ヒアリング等を実施します。また、応募事業者が複数の場合は、プロポーザル審査を実施します。

(3) 主な審査項目

- ア 配置計画及び建設用地に関する事項
- イ 建物および設備に関する事項
- ウ 運営に関する事項
- エ 資金に関する事項
- オ 法人の運営に関する事項

(4) 選考結果の通知および公表

選考結果は、すべての事業者にも文書で通知します。また、選考結果を市ホームページで公表します。

7 スケジュール（予定）

期間	内容	
令和6年12月3日（火）～ 令和7年1月31日（金）17時	事業計画書受付	
2月上旬～3月中旬	書類審査・現地確認・プロポーザル審査等	
3月中旬～3月下旬	選定結果通知・公表	
4月以降	補助金を利用しない場合	補助金を利用する場合
	設置準備に着手	国（県）へ交付金申請
		国（県）交付金の内示
		施行業者入札・契約 設置準備着手
令和7年度中 （令和7年4月～令和8年3月）	- 施設の建設・備品等の調達 - 事業者指定に必要な研修を受講 - 開設準備に伴う人材確保等	
令和8年3月まで	事業者指定に関し介護保険運営協議会に諮問	
令和8年4月1日	事業者指定・サービス提供開始	

8 募集概要

(1) 応募期間

令和6年12月3日（火）から令和7年1月31日（金）午後5時まで

(2) 応募方法

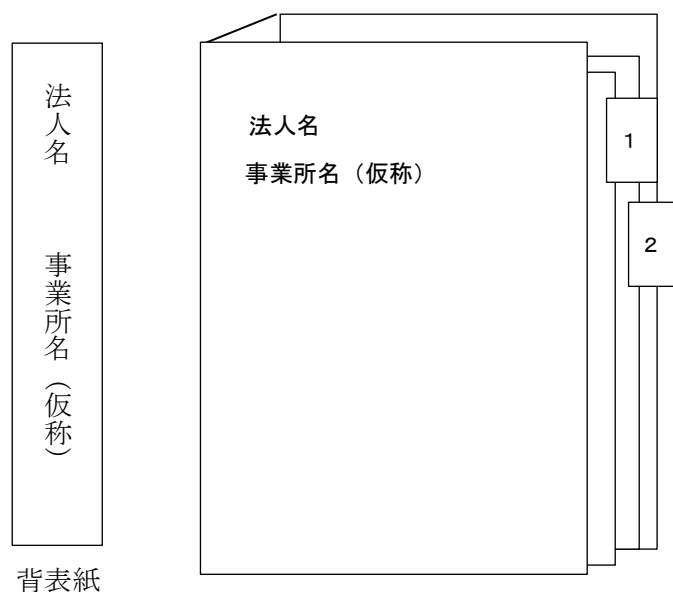
尾張旭市長寿課の窓口で事業計画書を正本1部、副本9部の合計10部ご提出ください（郵送可・1月31日必着）。

(3) 事業計画書

事業計画書の様式は、ホームページに掲載しますので、ダウンロードのうえ、ご利用ください。

提出の際は、フラットファイル（A4片面刷り・縦型・左綴じ。ただし、図面はA3で作成しA4に調整すること）で綴り、表紙及び背表紙に法人名及び事業所名（仮称）を記入し、項目ごとにインデックスを付けたものをご提出ください。

【例】



9 事業計画書提出にあたってのご注意

- (1) 事業計画書提出にあたり、資料の追加や修正をお願いすることがありますので、締切日直前は極力避け、日程に余裕をもってご提出ください。
- (2) 事業計画等の作成に伴う費用は全額事業者負担となり、ご提出いただいた書類等の返却はいたしません。
- (3) ご提出いただいた書類等は、地域密着型サービス事業者選考以外の目的には使用しません。ただし、尾張旭市情報公開条例の定めにより不開示情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報）を除き、開示の対象となります。
- (4) 本市では計画的に地域密着型サービス基盤の整備を進めております。したがって、内諾を受けた後は、開設時期を延期することや、開設場所を変更することは出来ません。あらかじめご了承の上、事業計画の立案にあたっては十分にご検討ください。

【書類提出窓口・お問い合わせ先】

尾張旭市 健康福祉部 長寿課 庶務係（内線 348）
〒488-8666 尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1
電話 0561-76-8138（直通）
電話 0561-53-2111（代表）
メール：choju@city.owariasahi.lg.jp